平成２５年（フ）第１５３号
鹿児島県鹿児島市平之町３番15号　メゾン平之201号
破産者　久原　弘美
1　決定年月日　平成25年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２００号
鹿児島県鹿児島市西陵６丁目15番15号
破産者　比良登代子
1　決定年月日　平成25年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４０８号
仙台市若林区大和町５丁目11番22―204号
破産者　砂金　克臣
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第９８号
茨城県水戸市堀町2076番地の１　市営堀原住宅３棟３階４号
破産者　大川　善弘
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３０８号
埼玉県所沢市林３丁目522番地の１　グリーンハイツＡ―203、開始決定時の住所埼玉県所沢市林３丁目519番地の２
破産者　増子　晴夫
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３５３号
埼玉県所沢市大字北秋津289番地の１　パナハイツ内野Ａ―203
破産者　八島　弘美
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３６７号
埼玉県飯能市大字岩沢270番地２　ハイツおぎわら202
破産者　本橋　豊子
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３６８号
埼玉県飯能市大字岩沢270番地２　ハイツおぎわら202
破産者　本橋　秀人
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５００号
金沢市鈴見台２丁目７番10号
破産者　川野　正裕
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１５５号
静岡県藤枝市志太２丁目５番11号　グランド・メゾンＣ302号室、住民票上の住所静岡県島田市本通７丁目7672番地の１
破産者　岩本　定勝
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８８７号
愛知県海部郡大治町大字馬島字大道東37番地ライオンズヨシダ102号
破産者　木下和宏こと　李　　和宏
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０５７号
愛知県知多郡阿久比町大字植大字植深田９番地７　風車のあるまちＧ棟201号
破産者　川原　　豊
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２８８号
名古屋市熱田区大宝４丁目１―30　グランディール大宝202、住民票上の住所静岡県磐田市見付1122番地72
破産者　伊藤　　誠
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６９２１号
大阪府高槻市浦堂本町17番２―201号、開始決定時の住所大阪府高槻市緑が丘２丁目21番９号
破産者　三木　範夫
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１０号
神戸市兵庫区駅前通５丁目３番30―304号
破産者　石原　美幸
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６号
高知県四万十市有岡2252番地１　四万十看護学院女子寮管理人室、住民票上の住所高知県四万十市不破上町1907番地28
破産者　キョーリツ商会こと　徳廣　正志
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第１７号
高知県四万十市有岡2252番地１　四万十看護学院女子寮管理人室、住民票上の住所高知県四万十市不破上町1907番地28
破産者　徳廣キミエ
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第３２１号
福岡県久留米市長門石５丁目８番33―104号、前住所福岡県久留米市国分町1197番地12
破産者　橋爪　増年
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部